

## 令和4年度決算に係る健全化判断比率等審査意見書

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の状況

#### 2 審査期間 令和5年8月10日

#### 3 審査の方法

健全化判断比率に係る各比率を、次の事項を主眼として審査を実施した。

- ① 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。
- ② 法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか。
- ③ 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

### 第2 審査の結果

#### 1 総合意見

(1) 審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の4つの指標）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条に基づいて作成された健全化判断比率の各算定様式の数値を基に、正確に算定されています。

また、各算定様式に記入された数値は、地方財政状況調査表、一般会計・特別会計決算書、水道事業会計決算書及び台帳等に基づいたもので適正です。

(2) 健全化判断比率の4つの財政指標は、いずれも早期健全化基準を大幅に下回っており問題はありません。

| 区分      |     | 実質赤字<br>比率(%) | 連結実質赤字<br>比率(%) | 実質公債費<br>比率(%) | 将来負担<br>比率(%) |
|---------|-----|---------------|-----------------|----------------|---------------|
| 健全化判断比率 | 4年度 | —             | —               | 3.5            | 0.7           |
|         | 3年度 | —             | —               | 3.2            | 1.6           |
|         | 2年度 | —             | —               | 3.3            | 6.7           |
| 早期健全化基準 |     | 15.00         | 20.00           | 25.0           | 350.0         |
| 財政再生基準  |     | 20.00         | 30.00           | 35.0           | —             |

(注) 実質収支、又は連結実質収支が黒字である場合は、実質赤字比率(%)、連結実質赤字比率(%)を、将来負担比率が発生しない場合は、将来負担比率(%)を、「—」の形で表示しています。